平成 30 年 6 月農業委員会総会議事録

平成30年6月25日午後2時00分、平成30年6月農業委員会総会をホテルニューキャッスル3階「麗峰の間」に招集する。

出席委員 24 名

1 番	前田	優考	委員	2 番	須藤	秀人	委員	3 番	町田	功	委員
4 番	山本	修平	委員	5 番	三上	悦治	委員	6 番	進藤	司	委員
8 番	山内	知人	委員	9 番	成田	繁則	委員	10 番	石岡	千鶴子	委員
11 番	岩谷	裕子	委員	12 番	相馬	司幸	委員	13 番	小嶋	勇成	委員
14 番	木村	芳文	委員	15 番	伊藤	公正	委員	16 番	小林	政貴	委員
17 番	佐藤	耕一	委員	18 番	鳴海	忠三郎	委員	19 番	木村	司	委員
20 番	三上	幸雄	委員	21 番	奥元	勝義	委員	23 番	櫻庭	潤	委員
24 番	白濱	不二男	委員	25 番	外﨑	眞司	委員	26 番	棟方	健	委員

欠席委員 1 名

7 番 佐藤 剛郎 委員

出席事務局 9 名

事 務 局 長	赤石 仁	事務局次長	三上 勇造
事務局次長補佐	小堀 正也	事務局主幹兼農地係長	佐藤 祝幸
事務局主幹兼農政係長	髙橋 貢	岩木分室総括主査	澤田 明人
相馬分室総括主査	藤田 徹	事務局総括主査	小林 明子
事務局主査	田澤 磨美		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第 44 号 農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 45 号 農地転用許可に係る意見について
議案第 46 号 農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 47 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について
議案第 48 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 49 号 農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 50 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第 51 号 農地・非農地の判断について
議案第 52 号 りんごの病害虫被害の抑止に関する要望（案）
議案第 53 号 農業用貨物自動車の車検期間伸長に関する要望（案）

報告第 19 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 20 号 市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 21 号 農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第 22 号 公売買受適格者に係る農地法第３条許可書の交付について

［開会時刻 14 時 00 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。
ただいまから平成 30 年 6 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。7 番　佐藤　剛郎委員 1 名であります。ただいまの出席者数は 24 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。17 番 佐藤 耕一委員、18 番 鳴海 忠三郎委員、20 番 三上 幸雄委員、以上 3 委員を指名いたします。
また、書記には、事務局職員の小林明子総括主査を任命いたします。
議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。
それでは、次第の 4、議事に入ります。
議案第 44 号を議題といたします。議案第 44 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 44 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 4,569 ㎡、畑 7 件 24,411 ㎡、合計 10 件 28,980 ㎡であります。
また、使用収益権関係では、田 6 件 20,298 ㎡、畑 10 件 69,977 ㎡、合計 16 件 90,275 ㎡ であります。内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明を省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 6 月 13 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、白濱不二男 副委員長、佐藤耕一副委員長、小嶋勇成 委員、木村芳文 委員、それに私、町田であります。
3 条許可申請に係る現地調査の結果、新規就農 2 件の事情聴取を行いました。
5 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 33 番及び 9 ページ、使用収益権関係、受付番号 67、68 番について申し上げます。
申請人は、農業関係の高校を卒業し、以前から農業に愛着があり、今回、農地を取得する目処が立ったため、申請に至ったと申し述べておりました。にんじんと白菜を栽培し、農家である祖母や近隣農家の指導の下、営農するとの事で、技術力等は特に問題ないものと考えられました。
7 ページ、使用収益権関係、受付番号 60 番について申し上げます。
申請人は、申請地区のりんご農家の手伝いをしている中、農業に魅力を感じ、本申請に至ったと申し述べておりました。農作業経験は少ないですが、地区農家の指導の下、営農するとの事で、技術力等、特に問題ないと判断しました。

調査委員長　この他の申請も含め、申請書を審査し、調査会で検討した結果、全ての農地において、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号については、いずれも該当しないと認められました。
　また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 44 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 44 号については、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 44 号については、許可することに決定いたします。

　次に、議案第 45 号を議題といたします。議案第 45 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 45 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び同法第 4 条第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、本会の審議を求めるものであります。
　今会議に提出されました件数と面積は、田 2 件　2,390 ㎡及び畑 2 件 1,578 ㎡で、合計 4 件　3,968 ㎡あります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があったことを報告します。
　17 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 2 番及び 3 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「農業用施設等」であることから、転用可能となるものであります。受付番号 4 番は、農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用可能となるものであります。受付番号 5 番は、農地区分が第 3 種農地で転用可能な農地区分です。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。

　以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第45号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第45号は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第45号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第46号を議題といたします。議案第46号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第46号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び同法第5条第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑1件1,205㎡であります。また、使用収益権関係が、畑1件175㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があったことを報告します。

21ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係の受付番号7番は、農地区分が第3種農地で、転用可能の農地区分であり、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。22ページをお開きください。使用収益権関係の受付番号4番は、農地区分が第1種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「農業用施設等」であることから、転用可能となるものであり、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。

以上2件、いずれも計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第46号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第46号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第46号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第47号を議題といたします。議案第47号は「農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第47号は、「農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について」であります。提案理由は、「農地法関係事務処理要領」第四の規定に基づき、変更承認申請書の提出のあった農地転用事業計画について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、田1件564.04㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、変更後の転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告いたします。

24ページをお開きください。申請地は、水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、市立岩木小学校の南東約506m、はせがわ内科医院の南東約544mに位置する第3種農地で、平成21年1月28日付け指令第148号で農地法第5条第1項により、日用雑貨店併用住宅、倉庫及び車庫　各1棟建築の目的で転用許可済みであります。

許可後、まず日用雑貨店併用住宅を建築しましたが、雑貨店の経営が思うように行かず、車庫・倉庫の建築資金の調達が困難となったことから、それらの建築を取りやめることとし、事業面積を1,000㎡から564.04㎡にする農地転用事業計画の変更申請をすることとしたものであります。

調査会で検討した結果、変更前の転用事業については、許可目的の達成が困難になったことが、事業者の故意または重大な過失によるものとは認められず、また、変更後の転用事業についても、変更承認後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。

以上申し上げたことから、事業計画の変更については承認相当と考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第47号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第47号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第47号は「承認」相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第48号を議題といたします。議案第48号は「農用地利用集積計画

議　　長　　の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第48号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。
提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田5件18,822㎡、畑7件43,642㎡、合計12件62,464㎡であります。また、使用収益権関係では、田2件13,981㎡、畑3件 17,484㎡、合計5件31,465㎡であります。なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。

推進委員長　　議案第48号で提案されております、農用地利用集積計画については、去る6月11日、奥元勝義 副委員長と私、鳴海と事務局職員の出席のもとで、農用地利用調整会議を開催しておりますので、その結果を報告します。
基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿に登録されていることから、全てについて、要件を満たしておりました。さらに、利用権の設定等を受けようとする土地及び、受け手申出者が現に耕作している農用地の位置など、利用条件を検討した結果、農用地の利用の集積並びに、受け手申出者の農業経営の改善、安定に資するものと認められました。
30ページをお開きください。所有権関係、受付番号43番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。
32ページをお開きください。使用収益関係、受付番号28番から、31番については、農地中間管理事業の実施のため、あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。
以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第48号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第48号には、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第48号については、委員長報告のとおり決定いたします。

次に、議案第49号を議題といたします。議案第49号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第49号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、

事務局次長　利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対して要請したいので、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑5件38,994㎡、その他32㎡、合計5件39,026㎡であります。また、使用収益権関係については、畑1件 9,798㎡ であります。
今回提出されました 6 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員及び農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第18条第 3 項第 2 号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買が 5 件、賃貸借 1 件が整ったものであり、利用集積計画を定めるよう市長に要請することが適当であると認められるものであります。以上であります。

議　　長　それでは、議案第49号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第49号は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第49号は、要請することに決定いたします。

次に、議案第 50 号を議題といたします。議案第 50 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第50号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、田2件13,981㎡、畑2件14,796㎡、合計4件28,777㎡であります。なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。

推進委員長　今回提出されました4件につきましては、先の議案第48号で決定されました利用集積計画のうち32ページの使用収益権関係、受付番号28番以降の農地中間管理機構である農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理規定に定める優先順位に従って、担い手に貸し付けられるものであり、議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであり、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第50号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第50号は、計画案に異議がないものと決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第50号は、計画案に異議がないものと決定いたします。

議　　長　　次に、議案第 51 号を議題といたします。議案第 51 号は「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 51 号は「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第 4（1）及び（2）に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、畑 13 筆 30,785 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　議案第 51 号、農地・非農地の判断について、地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。
45 ページをお開きください。番号 1 番から 10 番の土地については、農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が山林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると認められるため、
また、番号 11 番から 13 番の土地については、第 4（4）イの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当するものと認められるため、いずれも非農地とすることが妥当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 51 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 51 号は委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 51 号は番号 1 番から 13 番を「非農地」と判断することに決定いたします。

ここで、暫時休憩します。

再開は 14 時 50 分とします。

～休　憩～

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。議案第 52 号を議題といたします。議案第 52 号は「りんごの病害虫被害の抑止に関する要望（案）」についてであります。棟方健委員に提案理由の説明を求めます。

棟方健委員　　（説明）

議　　長　　それでは、議案第 52 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第52号は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第52号は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第53号を議題といたします。議案第53号は「農業用貨物自動車の車検期間伸長に関する要望（案）」についてであります。山内知人委員に提案理由の説明を求めます。

山内知人委員　　（説明）

議　　長　　それでは、議案第53号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第53号は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第53号は、原案のとおり決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第19号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第19号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田5件71,977㎡、畑14件154,717㎡、合計19件226,694㎡であります。なお、届出理由につきましては、53ページ受付番号11番から56ページ29番までの届出事由欄に記載のとおり、相続となっております。以上であります。

議　　長　　報告第19号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第20号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第20号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、5条関係の、田2件496㎡、畑2件621㎡の合計4件1,117㎡であります。なお、届出理由につきましては、59ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第20号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第21号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第21号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。
農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田3件11,542㎡、畑2件4,969㎡、合計5件16,511㎡であります。なお、解約理由につきましては、63ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第21号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第22号「公売買受適格者に係る農地法第３条許可書の交付について」事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 22 号は、「公売買受適格者に係る農地法第３条許可書の交付について」であります。
最高価買受申込者となった公売買受適格者からの農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田1件5,170㎡であります。受付番号1番については平成30年3月23日に買受適格証明書の発行の承認を得たものであります。以上であります。

議　　長　　報告第22号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、次第の５　その他「りんご黒星病の対応について」に入ります。私から、多発しているりんご黒星病ついて、お話しをさせていただきます。皆様もご存じのとおり、５月２８日に、津軽地域に、りんご黒星病に対する病害虫発生予察情報注意報が出されました。
園地によっては平成２８年を上回る発生状況となっている、との声が農業者から聞かれるようになってきたことから、６月７日開催の運営委員会において、各地区の発生状況の把握を行うため、農業委員に対し発生状況の把握を依頼することを決定したところです。
事務局が皆さんから聞き取り調査を行った結果をまとめたものが、配布資料の「黒星病発生率等聞き取り調査結果」となっています。ご覧のとおり、今年の発生状況は平成２８年より多い、という回答が多くなっており、品質の確保や収穫量への影響が懸念されるところですが、今の黒星病に対しては特効薬がなく、拡大を抑えきれない、というのが実情です。
運営委員会としては、早急の対応が必要と判断し、皆様の同意を得たうえで、農業委員会として、りんご黒星病に対し、有効性の高い薬剤の開発促進と、有効かつ効率的な新たな防除体制の速やかな構築を、早期に関係機関に要望して行きたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

議　　長　　なお、要望書の文案につきましては、早急の対応ということから、運営委員会に一任いただき、来月の総会で報告したいと思いますが、よろしいですか。

（異議なし）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了 15 時 06 分］

議　　長　　引き続き、事務局より連絡をお願いします。

（事務局連絡）

議　　長　　何か、御質問はありませんか。

（な　し）

議　　長　　事務局、ほかにありませんか。

（な　し）

議　　長　　最後に、出席の委員のみなさんから、何かありませんか。

（な　し）

議　　長　　以上をもちまして、平成 30 年 6 月弘前市農業委員会総会を終了いたします。

〔閉会時刻：15 時 09 分〕